

表 1

対象外種目	厚生労働大臣が定める者のイ	厚生労働大臣が定める者のイに該当する基本調査の結果
ア 車いす及び車いす付属品	次のいずれかに該当する者 (一) 日常的に歩行が困難な者 (二) 日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者	基本調査１－７ 「３．できない」 －
イ 特殊寝台及び特殊寝台付属品	次のいずれかに該当する者 (一) 日常的に起きあがりが困難な者 (二) 日常的に寝返りが困難な者	基本調査１－４ 「３．できない」 基本調査１－３ 「３．できない」
ウ 床ずれ防止用具及び体位変換器	日常的に寝返りが困難な者	基本調査１－３ 「３．できない」
エ 認知症老人徘徊感知機器	次のいずれにも該当する者 (一) 意思の伝達、介護を行う者への反応、記憶又は理解に支障がある者 (二) 移動において全介助を必要としない者	基本調査３－１ 「１．調査対象者が意思を他者に伝達できる」以外 又は 基本調査３－２～３－７のいずれか 「２．できない」 又は 基本調査３－８～４－１５のいずれか 「１．ない」以外 その他、主治医意見書において、認知症の症状がある旨が記載されている場合も含む。 基本調査２－２ 「４．全介助」以外
オ 移動用リフト（つり具の部分を除く）	次のいずれかに該当する者 (一) 日常的に立ち上がりが困難な者 (二) 移乗において一部介助又は全介助を必要とする者 (三) 生活環境において段差の解消が必要と認められる者	基本調査１－８ 「３．できない」 基本調査２－１ 「３．一部介助」又は「４．全介助」 －
カ 自動排泄処理装置	次のいずれにも該当する者 (一) 排便において全介助を必要とする者 (二) 移乗において全介助を必要とする者	基本調査２－６ 「４．全介助」 基本調査２－１ 「４．全介助」